

臨床研修病院の移転・開設者変更に係る取扱いについて

【背景】

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）に基づき、令和 2 年度から医師臨床研修制度に関する一部権限が厚生労働省（以下「厚労省」という。）から各都道府県へ移譲され、従来厚労省（関東信越厚生局）が行ってきた臨床研修業務の一部を各都道府県で実施することとなった。

そのため、臨床研修病院の移転・開設者変更に係る取扱いについても県で決定しておく必要がある。

【概要】

- 建物の新設等による「病院の移転」や病院再編、法人買収等による「開設者の変更」を病院が行う場合には、医療法の手続きとして、病院の廃止及び新規開設許可の申請を行う。
- この場合、病院の廃止に伴い、臨床研修病院の指定は本来取消となり、改めて臨床研修病院の指定を行う必要がある。しかし、手続き上、指定がされていない空白期間が発生し、研修が実施できなくなる等、臨床研修病院及び研修医に対して直接的な影響をきたすこととなる。

例：R 2 年度の年度途中に開設者変更が生じた場合

- ・病院の廃止・新規開設許可→R 2 年度内に手続き可能。
- ・臨床研修病院の新規指定 → R 2 年度 10 月までに病院から県へ申請書を提出し、R 4 年度研修開始

※R 2 年度途中～R 3 年度は臨床研修病院ではなくなり、研修が実施できなくなる。

【従前（都道府県への権限移譲前）の国における取扱い】

- 一定の要件（※）を満たす場合に限り、再指定ではなく、報告書の提出及び医道審議会での審議を経て、指定を継続する取扱いとしていた。

※指定継続とするための要件

①移転等前後における病院の規模、②機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲を総合的に勘案し、病院としての同一性が認められる場合で、さらに指定基準を満たしている場合

【茨城県の対応（茨城県医師臨床研修連絡協議会案）】

- ・従前の国における取扱いと同様に、一定の要件を満たす場合に限り、再指定ではなく、報告書の提出及び茨城県医師臨床研修連絡協議会・茨城県地域医療対策協議会での協議を経て、指定を継続する運用とする。
- ・指定継続とするための要件についても、国と同様する。

【参考】業務のイメージ図

＜本来の流れ＞



＜運用上の流れ＞

